

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から 61 年 3 月 11 日まで

私は、昭和 58 年 12 月 1 日から 61 年 3 月 10 日まで A 社に事務員として勤務していたにもかかわらず、58 年 12 月 1 日から 59 年 11 月 1 日まで同社の厚生年金保険被保険者となっているだけで、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から欠落している。

勤務していたのは確かなので、調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の役員及び複数の同僚の記憶から、申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の役員は、「会社の資料は無く、申立人の厚生年金保険料の控除については分からない。」と述べている上、申立期間当時、A 社において被保険者記録がある複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A 社は、平成 5 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険の離職日と符合しており、申立期間に係る雇用保険の加入記録も見当たらない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人は、昭和 59 年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同日に健康保険証を返納した旨の記載がある上、B 市によれば、申立人は、同日に国民健康保険被保険者

資格を取得しており、申立期間において、国民健康保険被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 1364（事案 161 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 20 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年 2 月 20 日まで、A 社 B 支店に勤務していたが、このうち申立期間については厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立てを行ったところ、記録の訂正が認められなかった。今回、申立期間当時の同僚の氏名を思い出したので、再調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社 B 支店に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が同社同支店において、昭和 45 年 8 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険の被保険者証（整理番号\*）が社会保険事務所（当時）に返納され、その後、同社同支店において、同年 11 月 1 日に再度、同保険の被保険者資格を取得し、その際、新たな健康保険の被保険者証（整理番号\*）が交付されていたことが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間当時の複数の同僚の氏名を挙げ、当該同僚に照会してほしいと申し立てている。

しかしながら、当該同僚のうち、申立期間当時、A 社 B 支店の社会保険事務担当者だった二人はいずれも、「申立人は、入社後に一旦退職し、復職後しばらくして退職した。最初に退職した際には、復職が前提ではなかったのので、厚生年金保険被保険者資格の喪失手続きを行ったと思う。」と述べている。

また、前述とは別の複数の同僚は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、勤務した期間等については不明である。」、「1 か月以上休業していた女性

従業員がいた。」旨述べており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。